

# 素案

## 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画

I	基本的事項	1
II	区域の設定	7
III	平成32年度の目標値	8
IV	各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	10
V	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児通所施設等の必要入所定員総数	20
VI	地域生活支援事業の実施に関する事項	21
VII	指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講じる措置	23
VIII	関係機関との連携	23
IX	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項	24
X	計画の達成状況の点検及び評価	26
XI	圏域計画	
	盛岡障がい保健福祉圏域	○
	岩手中部障がい保健福祉圏域	○
	胆江障がい保健福祉圏域	○
	両磐障がい保健福祉圏域	○
	気仙障がい保健福祉圏域	○
	釜石障がい保健福祉圏域	○
	宮古障がい保健福祉圏域	○
	久慈障がい保健福祉圏域	○
	二戸障がい保健福祉圏域	○

現在策定中  
(省略)



## I 基本的事項

### 1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」といいます。）第 89 条及び児童福祉法第 33 条の規定により、市町村が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地から、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」といいます。）及び障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」といいます。）の提供体制等について定める計画です。

また、平成 30 年 3 月に策定した「岩手県障がい者プラン」は、本計画及び障害者基本法に基づく障がい者基本計画から構成されます。

障がい者基本計画は、本県の障がい者福祉行政の基本的方向や施策等について定める計画ですが、本計画はこれらの施策を実行するための具体的なサービス提供体制の整備・確保等について定める計画です。

### 2 計画の期間

計画期間は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間とします。

### 3 基本的理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」といいます。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。以下同じ。）から地域生活へ

の移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり

やNPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供など、地域の社会資源を最大限活用してサービス提供体制の整備を進めます。

また、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいいます。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

③ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### (6) 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

被災地の障がい者等が、被災前と同等以上の障がい福祉サービスを利用できるよ

う、引き続きサービス提供体制の充実を図るとともに、被災した障がい者等のサービス利用等を支援します。

#### 4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、3の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

##### (1) 障がい福祉サービス等

###### ① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。以下同じ。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

###### ② 希望する障がい者等に日中活動系サービス（就労サービスを含む）の保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を保障します。

###### ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援や地域定着支援等の利用推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

※ 「地域生活支援拠点等」とは、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保などの諸機能を地域で集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等とされています。

###### ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業所及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

###### ⑤ 地域生活への移行が困難な障がい児・者に対応した入所等の体制の確保 （※本文検討中）

## (2) 障がい児支援 (以下は指針本文。県の取組に即して修正する)

### ① 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

児童発達支援センター（児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要である。

また、障害児入所施設についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

### ③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援（児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する保育所等訪問支援をい

う。以下同じ。)を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図る必要がある。

#### ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

##### ア 重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。

##### イ 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援等の充実を図る。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

##### ウ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

##### エ 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

##### オ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な



役割を担っている。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

### (3) 相談支援

#### ① 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

このため、相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、市町村に対し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置に向けた積極的な働きかけを行います。

また、サービス等利用者数の増加に応じた計画策定体制の強化を図られるよう、市町村を支援します。

#### ② 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」といいます。）により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んでいきます。

また、障がい者等が安心して地域に住むことができるよう、自立支援協議会と居住支援協議会との連携に努めるとともに、発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」といいます。）や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制の整備に向け、県自立支援協議会において、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関と連携し、検討を行います。

さらに、地域における発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会の設置について検討を行っていきます。

#### ③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者が自ら希望する地域で安心して暮らしていけるようにするため、入所等している障がい者の地域生活移行への希望等を勘案したうえで、市町村が計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保できるよう支援します。



また、入所等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、市町村が自立生活援助や地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図れるよう支援します。

#### ④ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等に努めます。

※重症心身障がい児・者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者、ひきこもり等に対する支援の考え方について追記予定

#### (4) 被災地の障がい福祉サービス

##### ① 被災者のこころのケアの継続実施

こころのケアにも引き続き取り組みます。

##### ② 復興期における障がい福祉サービスの安定した運営及び利用に向けた支援

沿岸被災地を中心とする障がい福祉サービス事業所の運営体制の安定化や、就労支援事業所による業務受注・流通経路の確保等を支援します。

また、被災地の障がい者個々の状況に応じた必要なサービスの利用を支援するとともに、緊急時において迅速に避難し、適切な援助を受けられるよう支援します。

## II 区域の設定

次に掲げる現行の9障がい保健福祉圏域を区域とし、圏域ごとの障がい福祉計画を策定します。

圏域名	市町村
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
岩手中部 "	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江 "	奥州市、金ヶ崎町
両磐 "	一関市、平泉町
気仙 "	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石 "	釜石市、大槌町
宮古 "	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
久慈 "	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸 "	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

厚生労働省への第 5 期障がい福祉計画の中間報告に基づき市町村から報告のあった数値をもとに集計したものの。今後変動の可能性あり。

### Ⅲ 平成 32 年度の目標値

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末の施設入所者数	人	平成 28 年度末時点における施設入所者数
平成 32 年度末の施設入所者数	人	平成 28 年度末時点における施設入所者数
【目標値】削減見込み	人	平成 28 年度末時点から平成 32 年度末までの施設入所者削減数
【目標値】地域生活移行者数	人	平成 32 年度までに地域移行する者の人数

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 平成 32 年度までに、全ての障がい保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

(2) 精神科病院入院後 3 ヶ月、6 ヶ月、1 年時点の退院率

項 目	数 値	備 考
入院後 3 か月時点の退院率		
平成 28 年 6 月 30 日の調査時点における退院率	%	平成 28 年 6 月 30 日の調査時点における入院後 3 カ月時点の退院率
【目標値】平成 32 年度末における退院率	%	平成 32 年度末に入院した患者の入院後 3 カ月時点の退院率
入院後 6 か月時点の退院率		
平成 28 年 6 月 30 日の調査時点における退院率	%	平成 28 年 6 月 30 日の調査時点における入院後 6 か月時点の退院率
【目標値】平成 32 年度末における退院率	%	平成 32 年度末に入院した患者の入院後 6 ヶ月時点の退院率
入院後 1 年時点の退院率		
平成 28 年 6 月 30 日時点の在院者数 (A)	人	平成 28 年 6 月 30 日の調査時点における入院後 1 年時点の退院率
【目標値】平成 32 年度末における退院率	人	平成 32 年度末に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率

### 3 地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ以上設置

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の一般就労移行者数	人	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 28 年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	人	県内に所在する福祉施設利用者のうち、平成 32 年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数	人	平成 28 年度における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成 32 年度就労移行支援事業の利用者数	人	平成 32 年度における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成 32 年度における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合	%	※「就労移行率」：ある年度 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合
【目標値】就労定着支援 1 年後の就労定着率	%	就労定着支援事業の利用者のうち、支援開始した時点から 1 年後も職場に定着している者の割合
【活動指標】障がい者に対する職業訓練の受講者数	人	平成 32 年度の一般就労移行者のうち、障がい者委託訓練事業の受講者数
【活動指標】公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	平成 32 年度の福祉施設利用者のうち、公共職業安定所へ誘導する利用者数
【活動指標】障がい者就業・生活支援センター事業へ誘導する福祉施設利用者数	人	平成 29 年度の一般就労移行者のうち、障がい者就業・生活支援センターによる支援対象者数
【活動指標】公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	人	平成 32 年度の福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

### 5 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上設置。

【目標値】 平成 32 年度末 (市町村等数)	(参考) 内訳	市町村	圏域	その他
		(市町村数)	(圏域数)	(数)

(2) 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

【目標値】 平成 32 年度末 (市町村等数)	(参考) 内訳	市町村 (市町村数)	圏域 (圏域数)	その他 (数)

(3) 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも一か所以上確保。

【目標値】 平成 32 年度末 (市町村等数)	(参考) 内訳	市町村 (市町村数)	圏域 (圏域数)	その他 (数)

(4) 平成 30 年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置。

【目標値】 平成 30 年度末 (県)	【目標値】 平成 30 年度末 圏域数	【目標値】 平成 30 年度末 市町村数

#### IV 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

##### (1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方		時間分			
事業の実施に 関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。 居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する行動援護従事者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。				

## (2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

## (3) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

## (4) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができるようにします。				
見込量確保のための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(6) 就労継続支援 (A型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができるようにします。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(8) 就労定着支援【新規】

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	人日分			
事業の実施に 関する考え方	一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	※検討中				

(9) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	人分			
事業の実施に 関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができるようにします。				
見込量確保の ための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。				

(10) ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組等を促進するとともに、指定短期入所事業所の確保に努めます。				



## ②短期入所（医療型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	医療的ケアが必要な障がい者の短期入所の需要に対応するため、医療機関において宿泊を伴う一時的な短期入所サービスを安心して利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	医療機関が実施する短期入所事業所の確保に努めます。				

## (11) 自立生活援助【新規】

サービス見込量 （月間量）	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保の ための方策	※検討中				

## (12) 共同生活援助

サービス見込量 （月間量）	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。				

### (13) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

### (14) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	支給決定前にサービス利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	平成 27 年度から、サービス利用に当たっては、サービス利用計画の作成が必須となることから、市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

### (15) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設等の入所者又は精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

**(16) 地域定着支援**

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

**(17) 児童発達支援**

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	療育の必要がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

**(18) 医療型児童発達支援**

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に 関する考え方	肢体不自由がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の医療型児童発達支援センターの定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(19) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	学校に就学し、授業の終了後又は休業日に支援が必要な障がい児が、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(20) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	保育所・幼稚園等に通う障がい児が、支援員の訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援などを、自分が通う保育所等で受けられるようにします。				
見込量確保のための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(21) 居宅訪問型児童発達支援【新規】

サービス見込量 (月間量)	年 度		3 0年度	3 1年度	3 2年度
	見 込 量	利用者数			
		人日分			
事業の実施に関する考え方	重症心身障害児などの重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等を支援します。				
見込量確保のための方策	※検討中				

## (22) 福祉型児童入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の福祉型障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

## (23) 医療型児童入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

## (24) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		30年度	31年度	32年度
	見 込 量	利用者数			
事業の実施に 関する考え方	通所給付決定やその変更決定に際し、障がい児の心身の状況、環境、ニーズ等を勘案し、「障がい児支援利用計画（案）」を作成するとともに、利用状況の検証等を行って見直しを行い、障がい児や保護者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(25) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新規】

見込量	年 度		3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
	見込量	配置人数			
事業の実施に関する考え方	※検討中				
見込量確保のための方策	※検討中				

(26) 発達障がい者支援地域協議会の開催数【新規】

見込量	年 度		3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
	見込量	開催回数			
事業の実施に関する考え方	※検討中				
見込量確保のための方策	※検討中				

(27) 発達障がい者支援センターによる相談支援【新規】

見込量	年 度		3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
	見込量	相談件数			
事業の実施に関する考え方	※検討中				
見込量確保のための方策	※検討中				

(28) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言

【新規】

見込量	年 度		3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
	見 込 量	助 言 件 数			
事業の実施に 関する考え方	※検討中				
見込量確保の ための方策	※検討中				

(29) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発【新規】

見込量	年 度		3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
	見 込 量	研 修・啓 発 件 数			
事業の実施に 関する考え方	※検討中				
見込量確保の ための方策	※検討中				

V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児支援施設の必要入所定員総数

区分	3 0 年 度	3 1 年 度	3 2 年 度
<u>指定障害者支援施設</u>	<u>検討中</u>	<u>検討中</u>	<u>検討中</u>
<u>指定障害児支援施設</u>	<u>検討中</u>	<u>検討中</u>	<u>検討中</u>



## VI 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

### (1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	30年度		31年度		32年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障がい者支援センター運営事業	検討中						県立療育センターに設置して運営
高次脳機能障がい支援普及事業							県内1箇所で開催
障がい児等療育支援事業							県立療育センターで実施
障害者就業・生活支援センター事業							

### (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
手話通訳者・要約筆記者養成研修	修了者数 [登録者数]	検討中		法人・団体等に委託して実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	修了者数 [登録者数]			"
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数			"
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣件数			"

### (3) 広域的な支援事業

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (地域生活支援広域調整会議等事業)	会議開催見込み数	検討中		
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催見込数			

(4) サービス・相談支援者・指導者育成事業

事業名		30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
障害支援区分認定調査員研修	受講者数	検討中			各市町村から3名程度受講
市町村審査会委員研修	受講者数				各審査会から1名程度受講
相談支援従事者初任者研修	修了者数				※講義部分のみの受講者を除く
相談支援従事者現任者研修	修了者数				一定の初任者研修修了者を対象
サービス管理責任者等研修	修了者数				4分野及び児童発達支援管理責任者研修
行動援護従事者養成研修	修了者数				行動援護に従事する者を対象

(5) 主な任意事業

事業名		30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
オストメイト社会適応訓練事業	受講者数 (延べ)	検討中			法人・団体等に委託して実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	受講者数				〃
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数 (延べ)				〃
手話通訳者設置事業	設置数				県立視聴覚障がい者情報センターに設置
字幕入り映像ライブラリー事業	制作数				県立視聴覚障がい者情報センターで実施
点字による即時情報ネットワーク事業	利用者数				法人・団体等に委託して実施
身体障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	養成者数 (派遣件数)				〃
点訳・音訳奉仕員養成研修事業	受講者数				〃

障がい者社会参加推進センター設置事業	設置数	検討中	〃
身体障がい者補助犬育成事業	育成数		〃
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回（参加者数）		〃
芸術・文化講座開催等事業	回（参加者数）		〃
障がい者110番事業	設置数		〃

## VII 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援及び指定障害児入所施設等の指定障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

### 1 サービス提供に係る人材の養成

障がい者等に適切なサービスを提供するためには、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが必要です。

このため、サービス管理責任者等研修、相談支援従事者初任者研修等の計画的な実施により、サービス提供に係る専門職員を養成するとともに、経験年数に応じたフォローアップ研修等を行いスキルアップを図ります。

また、行動援護従事者養成研修、重度訪問介護従事者研修の実施等により、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を養成するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成に努めます。

さらに、行動障害を有する者の特性に応じた支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施していきます。

### 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービスの質の向上を図るための方策として、社会福祉法に基づく第三者評価の実施が考えられることから、事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できる体制を整備するとともに、事業者が第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

## VIII 関係機関との連携

記載内容検討中

**区その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項**（以下は指針本文。今後内容検討）

1 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成）に沿って、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要である。

① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

② 一時保護に必要な居室の確保

市町村においては、虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必

要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県においては、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこととする。

### ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要である。

### ④ 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

## 2 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。

## 3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

都道府県及び市町村においては、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進していくことが重要である。このため、相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等の芸術文化活動の支援を行うことが望ましい。

## 4 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしている。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

#### 5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要である。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要である。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

#### X 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等に係る成果目標及び活動指標について実績を把握して分析・評価を行い、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会等に報告して意見を求め、所要の対策を講じていきます。

(圏域計画は現在策定中のため省略)